

「(仮称)西予梶原風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見等

	配慮書又は要約書 ページ・行	原文	意見等	事業者回答
文化財課	配慮書 3-98(113)	事業実施想定区域には梶原町指定史跡として「竜王宮(海津見神社)の鳥居石ぐち」及び周知の埋蔵文化財包蔵地として「血ヶ森城跡」及び「津野勝興墓所及び居城跡」が存在する。(以下文末まで)	周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発にあたっては、文化財保護法に定められた規定の届けが必要になりますが、開発計画の検討に際しては、事前に関係機関との協議をお願いします。 ※「血ヶ森城跡」については山頂部となり、開発時の掘削などで遺跡を破壊する恐れがあります。計画内容によっては事前の試掘確認調査・発掘調査等が必要となることも考えられます。 ※「津野勝興墓所及び居城跡」は山腹の山林に所在しております。資材搬入時の道路設置などの影響が懸念されます。計画内容によっては事前の試掘確認調査等が必要となることも考えられます。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
	4-31(165)	表4.3-10(165) 分類群・ほ乳類→ヤマネ、分類群・鳥類→ヤイロチョウについて予測結果を含めた記載について	開発想定区域及びその周辺地域は国指定天然記念物ヤマネおよび県指定天然記念物ヤイロチョウが生息する可能性のある地域です。指定文化財の保護保全に關して、その生息環境の破壊や改変および、発電施設の設置にともなう衰退の恐れがある場合は、開発に際して留意を必要とします。	ご指摘の点を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、現地調査及び予測、評価を行い、必要に応じて、環境保全措置の検討を行います。
	記載なし	国選定重要文化的景観について	開発想定区域内には梶原町が今後、文化庁に申請を予定している、重要文化的景観「四万十川上流域における山村と流通・往来」の追加選定区域が含まれております。範囲については7筋の往還および重要構成要素(7件の茶室、2件の舞台)を予定しております。開発計画策定に際しては、今後の重文景追加選定に関する関係部局との事前協議をお願いします。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
工業振興課	記載なし		①採石法について(高知県工業振興課所管) 特に問題はありません。ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他の用に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また、当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。 ②鉱業法について(四国経済産業局資源・燃料課所管) 鉱業権はその性質上、権利の譲渡及び内容の変更を伴うものであり、詳細については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。	①現段階で、ご指摘の岩石の採取については、想定しておりませんが、留意します。 ②鉱業権の指定状況については、現時点では把握しておりませんが、今後、必要と判断される場合には、状況を確認し、適切に対応を行います。
用地対策課	配慮書 2-1(2)26行目	事業の実施が想定される面積:約3.054ha	1 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出てください。(国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制) (取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 2 高知県内の開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。 相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重	今後、必要に応じて、適切に対応を進めます。
				今後、必要に応じて、適切に対応を進めます。
防災砂防課	配慮書 3-98(113)	(3)その他法令等	事業実施想定区域内に、砂防法第2条で規定する砂防指定地があります。砂防指定地内で土地の掘削等の治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、知事の許可を要します。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。

都市計画課	記載なし		当該開発区域は都市計画区域外であり、1.0ha以上の規模の開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う区画形質の変更)がある場合は、開発許可を要します。 ただし、今回計画している風力発電施設が建築基準法上の建物でない場合は、都市計画法上の開発許可は不要です。また、付属施設も主として当該付属施設の建築が目的でなければ、開発許可を要しません。 今回計画している風力発電施設及び当該付属施設について、建築基準法上の建築物に当たるかどうか建築指導課で確認してください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関に確認します。
農地・担い手対策課	配慮書 3-65(80)～ 3-66(81)	2.2.2 第1種事業が想定される区域及びその面積(事業実施想定区域)	本事業により設置される施設の設置場所につき、農業振興地域の整備に関する法律と農地法の手続きが必要な場合は、梶原町の農振制度担当課及び農業委員会を通して適切な手続きを行ってください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
森づくり推進課	配慮書 3-102(117) 1～6行目 3-103(118)		森林の伐採については四万十川地域森林計画、梶原町森林整備計画に適合した方法で行ってください。 地域森林計画対象森林を伐採する場合は、森林法10条の8による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。 伐採対象地が保安林の場合は、森林法34条第2項による伐採の許可を受けてください。 伐採対象地が森林経営計画内の場合は、森林法第15条による「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出してください。 また、森林法第12条による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更後の森林経営計画に従って施業を開始する20日前(知事認定の場合は30日前、大臣認定の場合は60日前)までに変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
木材増産推進課	記載なし		計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
治山林道課	配慮書 3-102(117) 7～10行目 3-103(118) 4-52(186) 17～19行目		保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。 地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。 また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)で、その土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超える場合は、森林法第10条の2に基づき、林地開発許可の手続きが必要で	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
新エネルギー推進課	配慮書 4-2(136) 表4.1-1	「大気環境」のうち「振動」の項「施設の稼働」について	「大気環境」のうち「振動」については、発電所アセス省令では「施設の稼働」は参考項目となっていないが、『事業計画策定ガイドライン(風力発電)平成29年3月資源エネルギー庁』において「振動」について「地域住民との間で問題となるケースが報告されている」との記載があることから、項目の選定にあたって検討が必要ではないか。	『事業計画策定ガイドライン(風力発電)平成29年3月資源エネルギー庁』においては、「風車を住宅地等の近隣に設置する場合に、騒音や振動、シャドーフリッカー(ブレードの影が回転して地上部に影の明滅が生じる現象)、風車本体の影等について地域住民との間で問題となるケースが報告されている」とあります。近隣をどの程度と認識するかがポイントになると考えますが、本事業においては、風車設置を想定する風車設置想定位置から直近民家までの距離は約600mであり、影響は想定されないものと認識をしています。

環境対策課	配慮書 3-3(18)	3.1.1(2)大気質の状況 表3.1-3	3.1.2(水質)ではダイオキシン類に関する記述がありますが、大気で記載が無いのはなぜでしょうか。 国設橋原局の大気汚染物質の測定データは掲載されないのでしょうか。	3.1.1(2)の内容については、原典とした「平成28年版愛媛県環境白書(愛媛県)にあわせた内容となっておりますが、ご指摘のとおり、大気中におけるダイオキシン類の情報を追記します。 ご指摘のとおり、「越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画」(環境省)に基づくモニタリング調査地点である「橋原測定局」において、「大気汚染物質モニタリング」として、自動測定機を用いたモニタリングが実施されております。当該測定局において測定される大気汚染物質(ガス、エアロゾル)のうち、大気汚染に係る環境基準に記載される物質として、二酸化いおう(SO ₂)、及び微小粒子状物質(PM _{2.5})が測定されておりますが、当該モニタリングの目的として、「越境大気汚染の影響を検討し、日本国内における酸性物質、オゾン、PM _{2.5} 等の大気汚染物質の濃度及び沈着実態を評価することを目的として実施する。」とあり、環境基準により評価することを目的としたものではないこと、また公表されているモニタリングデータについても、月別の平均値及び年間平均値となっており、1時間値を含む大気汚染に係る環境基準の長期評価を行うことができないため、本配慮書においては記載していません。
	3-4(19)他	「仁淀川水域(乙)」(AA類型)	波介川他、類型の異なる支流を含む「仁淀川水域」と表記する理由は何でしょうか。	水域の表記については、事業実施想定区域の周囲として図中で示している愛媛県内の仁淀川流域としての水域名を示したものになります。なお、水域名に誤りがありましたので、以下のとおり修正します。 「仁淀川(甲)」(AA類型)
	3-5(20)	表3.1-4	前ページでは高知県側の水域の記述がありますが、データは掲載されないのでしょうか。	高知県側の水域である「橋原川(A類型)」については、直近の公共用水域測定地点である「津賀ダム放水口」が、p.3-6(21)図3.1-2(1)の図面外に位置するため、表3.1-4において記載していません。
	3-8(23)	3.1.3土壌及び地盤の状況	ダイオキシン類の調査について掲載されないのでしょうか。	ご指摘のとおり、土壌中におけるダイオキシン類の情報を追記します。
環境対策課	3-58(73)	3.1.7(1)	国設橋原局の環境放射線の測定データは掲載されないのでしょうか。	ご指摘のとおり、環境省設置法(平成11年法律第101号)第4条第22号子(「放射性物質に係る環境の状況の把握のための監視及び測定」)に基づく環境放射線等モニタリング調査地点である「橋原」の情報が欠落しておりましたので、文言の修正及び当該情報を追記します。なお、当該調査地点については、2010年の確定値で月別平均0.027~0.032 μ Sv/h、最大0.074 μ Sv/h(1Sv/h=1Gy/hとして等量換算)となっており、平成25~27年における年次報告での年間推移についても、年間平均0.030~0.031 μ Sv/h、最大 μ 0.097Sv/hと、「愛媛県西予市野村町野村(野村シルク博物館)」よりも低い値で推移しています。
	3-80(95)他	表3.2-22及び表3.2-23	底層DOについて掲載されないのでしょうか。また湖沼・海域の情報は必要なのでしょうか。	ご指摘のとおり、「生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)・(海域)」における底層溶存酸素量の情報が欠落しておりましたので、当該情報について追記します。また、事業実施想定区域及びその周囲において湖沼及び海域は存在しませんが、水質汚濁に係る環境基準を不足なく示す意図で、湖沼及び海域の基準を記載しております。
	3-81(96)	表3.2-23 イ備考	前ページの湖沼と記載内容が異なる理由は何でしょうか。	ご指摘のとおり、「生活環境の保全に関する環境基準(海域)」に誤りがありましたので、修正し記載します。
	3-84(99)	表3.2-27	振動規制法に基づく区域指定をしている市町村は掲載されないのでしょうか。	ご指摘のとおり、振動規制法に基づく地域指定市町村について追記します。
		本文三段落目	一般粉じん発生施設について、堆積場の設置は計画されていないのでしょうか。	現時点においては、堆積場の設置の有無については未定です。今後の計画検討の進捗を踏まえ、一般粉じん発生施設を設置する場合は、届出及び必要な措置等を実施します。
	3-87(102)	表3.2-33	法施行令ではなく愛媛県公害防止条例を出典とした理由は何かでしょうか。	ご指摘のとおり、出典に誤りがありましたので、以下のとおり修正します。 出典:「騒音規制法施行令 別表第2」(昭和43年政令第324号、最終改正:平成23年11月28日号外政令第364号)
	3-88(103)	b. 愛媛県公害防止条例	高知県公害防止条例は掲載されないのでしょうか。	「b. 愛媛県公害防止条例」の内容については、「愛媛県公害防止条例」及び「愛媛県公害防止条例施行規則」に基づき、「騒音発生施設」及び「特定作業に係る騒音の規制基準」が定められているため、その内容について記載しているものになります。なお、「高知県公害防止条例」については、「騒音規制法」に準拠し、県独自の上乗せ基準等がないことから、個別での記載は行いませんでした。
	3-93(108)	表3.2-47	県では町村全域を指定していますが、表は必要でしょうか。また市が無いのは何故でしょうか。	表3.2-47については、「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年3月31日告示第253号、高知県)の「1 規制地域」の表を記載しております。
	4-11(145)	「…詳細な情報を得られなかった」	現在の騒音に関する測定値が無いという意味でしょうか、調査や予測をしていないので得られていないという意味でしょうか。	配慮書においては、「事業実施想定区域及びその周囲において、環境騒音測定地点及び自動車交通騒音調査地点が存在せず、騒音の現況値が得られなかった」という意図で記載しております。なお、現段階において、当社では事業実施想定区域及びその周囲において騒音調査及び予測は実施していません。

環境共生課	配慮書 3-117(132)	(4)その他環境保全計画等 (n)高知県希少野生動植物保護条例	高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認され、保護のために捕獲等を行う必要がある場合、同条例に基づき許可申請を行うこと。	今後の方法書以降の手続きにおける現地調査の際に、必要な手続きを行った上で、調査を実施します。
	配慮書 3-98(113)	(a)指定文化財等 8行目 事業実施想定区域には梶原町指定史跡として「竜王宮(海津見神社)の鳥居石ぐち」及び周知の埋蔵文化財包蔵地として「皿ヶ森城跡」及び「津野勝興墓所及び居城跡」が存在する。	梶原町指定史跡については梶原町文丸481番地482番地に当該史跡があるので事業実施を避けて頂きたい。埋蔵文化財包蔵地「皿ヶ森城跡」は梶原町文丸773番地、862番地、松谷323番地518番地に跨り、「津野勝興墓所及び居城跡」は梶原町上西の川408番地周辺に所在しております。土木工事の際は文化財保護法に規定される届け出が必要となりますが、包蔵地内での開発については事前の協議をお願いします。 また、事業実施想定区域には、既に文化庁より選定されている重要文化的景観「四万十川流域の文化的景観 ～上流域の山村と棚田～」の追加選定の予定地が含まれているおります。計画に先だって事前に梶原町と協議をお願いします。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
梶原町	3-105(120)	景観法の指定地域	梶原町景観条例による手続きが必要であり、事前協議を行うこと。	今後、事業計画の進捗状況に応じて、事前に関係機関との協議を行います。
4-11(145) 17行以降	風力発電機の選定にあたっては騒音及び超低周波音の影響をできる限り低減することができる機種の選定に努める。	17行以降に記述のとおり着実に実施し、周辺住民への騒音及び超低周波音による影響を回避又は低減するよう努めること。	17行以降に記述のとおり着実に実施し、周辺住民への騒音及び超低周波音による影響を回避又は低減するよう努めること。	今後の方法書以降の手続きにおいて、国等の基準を踏まえて現地調査を行った上で、予測を行い、環境保全措置を検討し、影響の回避又は低減に努めます。
4-17(151) 18行以降	風力発電機の選定にあたっては影の影響をできる限り低減する機種の選定に努める。	18行以降に記述のとおり着実に実施し、周辺住民への風車の影による影響を回避又は低減するよう努めること。	18行以降に記述のとおり着実に実施し、周辺住民への風車の影による影響を回避又は低減するよう努めること。	今後の方法書以降の手続きにおいて、現地調査を行った上で、予測を行い、環境保全措置を検討し、影響の回避又は低減に努めます。
3-90(105)	水質汚濁	各地元の飲料水施設や簡易水道施設の水源(松谷)が周辺にあることから、想定される工事において、土砂の流出や水質汚濁が発生しないか選定において考慮すること。	各地元の飲料水施設や簡易水道施設の水源(松谷)が周辺にあることから、想定される工事において、土砂の流出や水質汚濁が発生しないか選定において考慮すること。	今後の方法書以降の手続きにおいて、工事中の濁水による影響については、評価項目に選定し、現地調査を行った上で、予測を行い、環境保全措置を検討し、影響の回避又は低減に努めます。
4-53(187)~ 4-55(189)	景観	梶原町宮野々で設定している森林セラピーロード「OAAOロード」についても人と自然との触れ合いの活動の場に加え、そこからの眺望景観についても考慮すること。	梶原町宮野々で設定している森林セラピーロード「OAAOロード」についても人と自然との触れ合いの活動の場に加え、そこからの眺望景観についても考慮すること。	「九十九曲峠セラピーロード」については、方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行います。また、眺望景観については、場の整備状況等を踏まえて、対応を検討します。